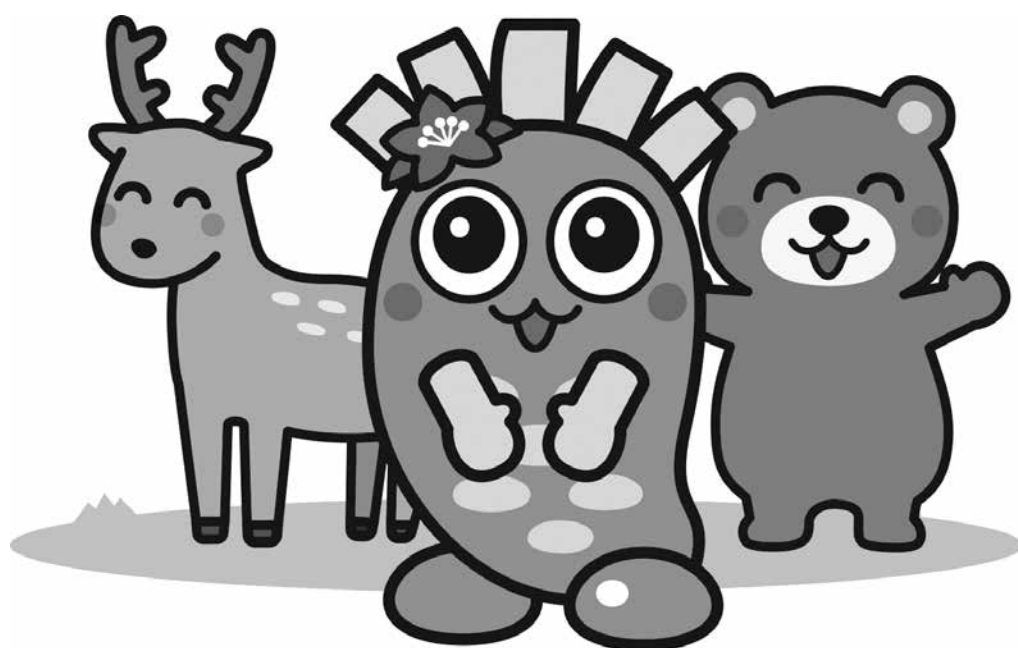


奥多摩の福祉サービス

高齢者編

～一人ひとりがささえあい、
みんなでつくるまち・奥多摩～



2024～2026年度版

奥多摩町福祉保健課

高齢者の方のために

1. 安全で、安心して暮らすために

- ・ 高齢者見守り相談事業 …… 3
- ・ 緊急相談通報システム（見守り相談システム）… 3
- ・ 緊急通報システム …… 4
- ・ 火災安全システム …… 4
- ・ 救急医療情報キット …… 5
- ・ 高齢者自立支援住宅改修給付 …… 5
- ・ 高齢者自立支援日常生活用具給付 …… 6
- ・ 人にやさしい道づくり整備事業 …… 7
- ・ 福祉モノレール …… 7
- ・ 福祉電話 …… 7
- ・ 徘徊高齢者早期発見ステッカー …… 8
- ・ 消費者被害等相談窓口 …… 8

2. いきいきと暮らすために

- ・ シルバー人材センター …… 9
- ・ 高齢者クラブ …… 9
- ・ 紙おむつの給付 …… 10
- ・ 最高齢者・百歳訪問祝状贈呈 …… 10
- ・ シルバーパス（都事業） …… 10
- ・ 老齢基礎年金 …… 11

3. 健康を守るために

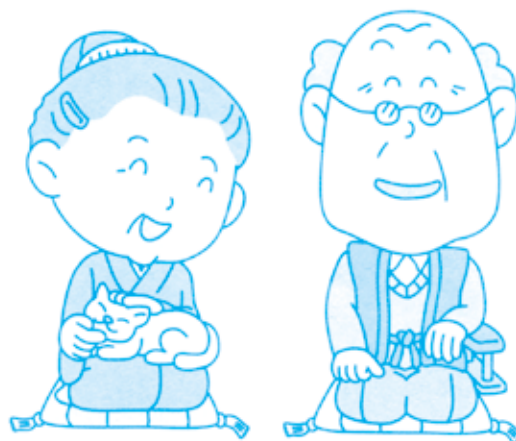
- ・ 健康・栄養相談 …… 13
- ・ 胃がん検診 …… 13
- ・ 肺がん検診 …… 13
- ・ 大腸がん検診 …… 13
- ・ 乳がん検診 …… 13
- ・ 子宮がん検診 …… 14
- ・ 前立腺がん検診 …… 14
- ・ 肝炎ウイルス検診 …… 14
- ・ 結核検診 …… 14
- ・ 骨密度測定検査 …… 15
- ・ 歯科健診（歯周疾患検診） …… 15
- ・ 高齢者インフルエンザ予防接種 …… 15
- ・ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 …… 16
- ・ 带状疱疹ワクチン予防接種 …… 16
- ・ 外出支援サービス（通院送迎サービス）… 17
- ・ 老人性白内障特殊眼鏡・
コンタクトレンズ費用助成… 18

4. その他の福祉サービス

- ・ 介護保険サービス等利用者負担助成事業… 19
- ・ 介護保険地域支援事業（介護予防事業）… 21
- ・ 社会福祉協議会の高齢者福祉サービス… 23
- ・ 生活保護 …… 24

5. 高齢者の相談窓口

- ・ 奥多摩町地域包括支援センター …… 25
- ・ 民生委員・児童委員 …… 25
- ・ 高齢者福祉関係施設一覧 …… 26



安全で、安心して暮らすために

いきいきと暮らすために

健康を守るために

その他の福祉サービス

高齢者の相談窓口

1 安全で、安心して暮らすために ●●●

高齢者見守り相談事業

高齢者見守り相談事業では、高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安全で安心して生活できるよう、「奥多摩町高齢者見守り相談室」を設置し、高齢者見守り相談員による訪問等の見守りを行います。

また郵便局等の民間事業者と「奥多摩町地域見守りネットワーク事業」の協定を締結し、日常業務のなかで地域の高齢者に対して緩やかな見守りを行います。

●地域見守りネットワーク事業協定締結事業者

- ・西東京農業協同組合 古里支店 ・青梅信用金庫 奥多摩支店 ・奥多摩郵便局
- ・御岳郵便局 ・古里郵便局 ・小河内郵便局 ・第一生命保険株式会社 立川支店
- ・東京電力パワーグリッド株式会社 立川支社 ・ヤマト運輸株式会社 青梅支店
- ・生活協同組合コープみらい 東京都本部 ・生活協同組合パルシステム東京
- ・有限会社パンドミー ・株式会社富士薬品 青梅営業所
- ・東京ヤクルト販売株式会社 ・株式会社いなげや

緊急相談通報システム（見守り相談システム）

65歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方で、持病のない方でも申請は可能です。

●内 容

- ・緊急相談通報システムを設置し、体調不良などの緊急時にコールセンターに通報ができます。また、健康等の悩み事がある場合は、緊急時でなくても、相談ボタンを押してコールセンターに相談ができます。

コールセンターは24時間365日対応です。緊急相談通報システムとコールセンターは立山科学(株)に町から委託しています。

- ・居室内（寝室、居間、玄関等）に人感センサーを取り付け、一定時間動きがない等の異常を検知した場合、自力で通報ボタンが押せなくても、自動でコールセンターに通報します。
- ・当事業に登録した方は、定期的な見守り訪問や電話連絡を行います。
また、住民の方からのご相談や通報を受けた場合、必要に応じて安否確認や定期的な訪問を行います。
- ・月に1回、利用者の安否確認や健康状態の把握をすることを目的に、コールセンターより電話をします。

●費 用

機器および設置に係る費用の負担はありません。

※ただし、新規設置後の設置場所の変更や故意・過失による故障時の修理が必要となった場合には、自己負担が発生することがあります。

●申請手続きに必要なもの

申請書

緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らし高齢者および65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方で、身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで常時注意を必要とする方が対象になります。

●内 容

専用通報機とペンダント型の住宅用無線発報器を設置し、急病などの緊急事態に陥ったとき、東京消防庁に通報し、地域の協力体制等によりすみやかな救助を求めることができます。

●費 用

機器、設置費の1割が自己負担になります。

※区市町村民税非課税の方、生活保護受給者は免除

●申請手続きに必要なもの

申請書

火災安全システム

65歳以上のひとり暮らし高齢者および65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方で、身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで常時注意を必要とする方、居住環境等から防火等の配慮が必要な方が対象になります。なお、本システム設置には、上記の緊急通報システムの無線発報器を設置している世帯もしくは同時設置が条件となります。

●内 容

家庭内での火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器（火災警報器、自動消火装置、ガス安全システム）および日常生活用具（電磁調理器）を給付し、火災発生等に対する迅速な消火活動や火災警報器からの信号を東京消防庁へ自動通報することで救助を求めることができます。

●費 用

機器、設置費の1割が自己負担になります。

※区市町村民税非課税の方、生活保護受給者は免除

●申請手続きに必要なもの

申請書

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 地域支援係 電話 83 - 2777
地域包括支援センター 高齢者見守り相談員 電話 83 - 8555

救急医療情報キット

万が一、緊急の事態がおきた時にこのキットを活用し、救急隊の適切な医療活動を見やかに受けられるように支援するためのものです。65歳以上のひとり暮らし高齢者および65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方、もしくは家族と同居しているが、日中や夜間に独居や高齢者のみになってしまう方を対象に申請により配布します。

●内 容

所定の用紙に氏名、住所、生年月日、既往歴、かかりつけの病院、緊急連絡先を記入し、専用の容器に入れて所定の保管場所（冷蔵庫）に常備しておきます。

一緒に保険証、医療証、診察券、お薬手帳等の写しも入れておくことができます。

●費 用

無料

●申請手続きに必要なもの

①申請書

②医療保険証・医療証・診察券・お薬手帳等の写し

（現物を用意していただければ、申請時にその場で写しを取ることもできます。）

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 地域支援係 電話 83 - 2777

高齢者自立支援住宅改修給付

おおむね65歳以上で、介護保険法の規定による要介護および要支援認定の結果、非該当と認定された方が、介護予防や重症化の防止、居住環境の改善のために自宅などを改良する場合に、その費用の一部を助成します。

●内 容

(1) 住宅改修予防給付（給付限度額 200,000 円）

手すりの取付け、床の段差解消、床材の変更、扉の取替え、便器の取替え

(2) 住宅設備改修給付（給付限度額：浴槽 379,000 円、流し・洗面台 156,000 円、便器 106,000 円）

浴槽の取替えや、流し・洗面台の取替え、便器の洋式化およびこれに附帯して必要な設備工事

●費 用

原則として改修費用の1割が自己負担になります。ただし、給付限度額を超えた分は全額自己負担となります。

※ただし、区市町村民税非課税の方、生活保護受給者は1割の自己負担が免除となります。

●申請手続きに必要なもの

- ①申請書
- ②工事見積書、改修前後の図面および写真、住宅改修が必要な理由書
- ③家屋所有者の承諾書（自己所有以外の家屋にお住まいの方等）

●注意事項

「(1)住宅改修予防給付」は要介護（要支援）認定で「非該当」と認定された方のみが対象ですが、「(2)住宅設備改修給付」は「要支援」・「要介護」と認定された方も対象となります。

改修後に申請をされても対象になりませんので、必ず事前に申請をしてください。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 地域支援係 電話 83－2777

★「高齢者自立支援住宅改修給付」事業における利用者の自己負担は、現在1割ですが、介護保険制度改正に伴う負担割合の見直しに準じ、今後、一定以上の所得がある方については負担割合を変更する場合があります。

高齢者自立支援日常生活用具給付

おおむね65歳以上で、介護保険法の規定による要介護および要支援認定の結果、非該当と認定された方のうち、歩行が不安定であるなど、日常生活動作に低下が認められ、在宅生活継続のために用具が必要な高齢者が対象となります。

●内 容

腰掛便座、入浴補助用具、多点杖等歩行支援用具、据え置き型手すり、スロープ、歩行補助車の給付

●費 用

購入費用の1割が自己負担になります。

※ただし、区市町村民税非課税の方、生活保護受給者は1割の自己負担が免除となります。

●申請手続きに必要なもの

- ①申請書 ②見積書

●注意事項

購入後に申請されても対象になりませんので、必ず事前に申請をしてください。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 地域支援係 電話 83－2777

★「高齢者自立支援日常生活用具給付」事業における利用者の自己負担は、現在1割ですが、介護保険制度改正に伴う負担割合の見直しに準じ、今後、一定以上の所得がある方については負担割合を変更する場合があります。

人にやさしい道づくり整備事業

町内の公共用道路等で、段差が高い、危険である等の理由により、高齢者や障がい者の方などの通行が困難な道路について、路面舗装・段差解消または手すり設置などを行い、安全かつ快適に道路等が利用できるよう整備を行ないます。

※お住まいの自治会からの申請が必要です。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 福祉係 電話 83 - 2777

福祉モノレール

在宅のおおむね65歳以上の高齢者または身体障害者手帳の交付を受けた障がい者の方（下肢又は体幹機能障害程度3級以上の方）で、足などが不自由なため住居から車道までの移動が困難な方に、車いすごと乗車できる福祉モノレールを設置（貸与）し、外出を支援します。

※モノレールの維持経費等は利用者の負担となります。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 福祉係 電話 83 - 2777

福祉電話

65歳以上のひとり暮らし高齢者および65歳以上の高齢者のみ世帯で、近隣に親族が居住していない方が対象です。

●内 容

町所有の電話回線を貸与し、基本料金と通話料金（月60度数相当）を助成し、電話のない世帯には電話を貸与します。

●条 件

近隣に親族が住んでいない方で、生計中心者の当該年度分の住民税（4月～6月までの間に行う申請については前年度分の住民税）が非課税の世帯で、定期的に安否の確認が必要な方

●手続きに必要なもの

申請書

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 地域支援係 電話 83 - 2777

徘徊高齢者早期発見ステッカー

在宅のおおむね 65 歳以上の高齢者で、認知症等による徘徊のおそれのある方が対象です。

●内 容

徘徊のおそれのある高齢者が行方不明となった場合に、早期発見・事故の未然防止ができるよう、靴や杖等の持ち物に貼ることのできる「徘徊高齢者早期発見ステッカー」を 1 人あたり 10 足分配布します。

●費 用

無料

●申請手続きに必要なもの

申請書

◆問い合わせ◆ 地域包括支援センター 電話 83 - 8555

消費者被害等相談窓口

高齢者をターゲットにした悪質な訪問販売や悪質業者などに関する消費者トラブル、多重債務などでお悩みの方に、専門家や東京都の専門機関等を紹介します。

◆問い合わせ◆ 地域包括支援センター 電話 83 - 8555
役場観光産業課 観光商工係 電話 83 - 2295
東京都消費生活総合センター 電話 03 - 3235 - 1155

2 いきいきと暮らすために ●●●

シルバー人材センター

高齢者にお仕事を提供しています。

おおむね 60 歳以上の健康な方で、働く意欲のある方なら誰でも入会の申込みができます。受けていただいた仕事の内容に応じて配分金（報酬）が支払われます。

●主な仕事内容

植木せん定・伐採（軽度）・除草（草刈・草取）・塗装・大工・刃物研ぎ・交通量調査・毛筆筆耕・建物管理・交通整理・農作業・屋内外軽作業・家屋（空家）片付・障子張替・農産物の販売・救急キット配布など

●会員の会費

年会費 1 人 2,000 円

◆問い合わせ◆ 公益社団法人 奥多摩町シルバー人材センター

電話 83 - 2815

高齢者クラブ

高齢者クラブは、高齢期の生活を楽しく有意義なものにするために、地域の人たちによって自主的につくられた会員組織の団体です。あなたも高齢者クラブに入会して、新しい生きがいを見つけてみませんか。

●活動内容

会員の教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動、レクリエーションなどの活動、地域社会との交流。

●手続き

加入の申込み等、詳しくは各地域の高齢者クラブ会長へお問い合わせください。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 地域支援係 電話 83 - 2777

奥多摩町社会福祉協議会 電話 83 - 3855



紙おむつの給付

区市町村民税非課税世帯に属する方のうち、常時排泄の介護を必要とする高齢者または障がい者に定期的に紙おむつを給付し、おむつ使用者の衛生を確保すると共に、介護者の負担を軽減します。

●内 容

月に 50 枚を限度として支給します。

テープ式おむつ【Sサイズ・Mサイズ・Lサイズ】 またはパンツタイプ【Sサイズ・M～Lサイズ・L～LLサイズ】 から選べます。

●給付要件

区市町村民税非課税世帯に属する方のうち、以下の①～③のいずれかに該当する方

①介護保険における当町の要介護認定において、要支援 1・2 または要介護 1～5 の判定を受けている方

②1 級または 2 級の身体障害者手帳の交付を受けている方

③1 度から 3 度までの愛の手帳の交付を受けている方

※ただし、上記対象に当てはまる方のうち、75 歳以上の方は区市町村民税非課税世帯の要件なしで給付します。

生活保護受給者は、支給される保護費の「被服費」として給付されます。

●手続きに必要なもの

申請書

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 地域支援係 電話 83－2777

最高齢者・百歳訪問祝状贈呈

毎年 9 月に、ご長寿を祝い、町内在宅最高齢の方、施設入所者最高齢の方、満 100 歳の方（その年度内に満 100 歳を迎える方）に祝状および記念品をお贈りします。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 福祉係 電話 83－2777

シルバーパス — 都事業

70 歳以上で希望する方を対象に都バス、都電、都営地下鉄、都内民営バス（京王・西東京・立川・西武・小田急の各バス）を自由に乗れるパスを発行します。

●費 用

区市町村民税非課税の方・・・1,000 円 区市町村民税課税の方・・・20,510 円

●発行手続き方法

住所、氏名、生年月日が確認できるもの（保険証または運転免許証など）および必要な費用を持参の上、シルバーパスの発行手続きをしてください。なお、区市町村民税非課税の方が1,000円で交付を受ける場合は、非課税であることを証明する書類（介護保険料決定通知書、住民税非課税証明書など）の提示が必要です。

●シルバーパスの有効期間

10月1日～翌年9月30日 ※毎年更新のお手続きが必要となります。

●町内でシルバーパスの発行手続きができるところ

西東京バス(株)五日市営業所氷川支所 電話 83-2126

◆問い合わせ◆ 一般社団法人東京バス協会 電話 03 - 5308 - 6950

老齢基礎年金 — 国事業

20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。保険料納付済期間が40年に満たない場合は、不足する期間に応じて減額されます。老齢基礎年金は、原則65歳からの受給ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間、減額された年金を受けたり（繰上げ支給）、66歳以降に増額された年金を受けたり（繰下げ支給）することができます。

●年金額

参考：令和5年度年金額 795,000円（満額）

795,000円 × $\frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数} \times \text{下記表の乗率})}{40 \text{ 年 (加入可能年数)} \times 12 \text{ 月}}$

免除の種類（注1）	免除期間	
	平成21年3月以前	平成21年4月以後
全額免除	1/3	1/2
4分の3免除（4分の1納付）	1/2	5/8
半額免除（半額納付）	2/3	3/4
4分の1免除（4分の3納付）	5/6	7/8

（注1）4分の3免除、半額免除、4分の1免除については、差額の保険料を納付した期間が受給額に反映されます。納めていない期間は未納扱いとなります。

※若年者納付猶予期間、学生納付特例期間、合算対象期間は、年金額の計算には算入されません。

●支 給

支払月は偶数月で、誕生日の翌偶数月より支給されます。

●条 件

原則として10年間(120月)以上の受給資格期間(=保険料納付期間+保険料免除期間+合算対象期間)が必要です。

※合算対象期間についてはお問い合わせください。(多くの事例があります。)

●手続きに必要なもの

①年金手帳・基礎年金番号通知書 ②マイナンバー(個人番号) ③戸籍謄本 ④住民票(世帯全員) ⑤請求者の金融機関等の口座番号 ⑥配偶者が年金を受けている場合は、その証書など

※単身者の方でマイナンバーが登録されている方や、年金請求書にマイナンバーを記入された方は、添付書類が不要になるものがあります。条件によって異なりますので、事前に確認してください。

◆問い合わせ◆

国民年金(第1号被保険者期間)のみ加入の方 / 役場住民課総合窓口係 電話 83-2182

上記以外の方 / 青梅年金事務所お客様相談室 電話 0428-30-3410

☆その他、一般的な年金相談に関するお問い合わせ

「ねんきんダイヤル」0570-05-1165(ナビダイヤル)



健康・栄養相談

各地域の生活館などを利用して保健師、管理栄養士等による健康・栄養に関する相談が無料で受けられます。その他、保健福祉センターでの健康相談（随時）も行っています。

●手続き

事前に保健福祉センターへ、お電話でお申込みください。

胃がん検診（検診車で実施）

町に住所を有する 35 歳以上の方が対象（※令和 7 年度からは 40 歳以上の方が対象）で、胃部レントゲン撮影が無料で受けられます。日程については広報等でお知らせします。

●手続き

事前に保健福祉センターへ、お電話でお申込みください。

肺がん検診（検診車で実施）

町に住所を有する 40 歳以上の方が対象で、胸部レントゲン撮影と喀痰検査が無料で受けられます。日程については広報等でお知らせします。

●手続き

事前に保健福祉センターへ、お電話でお申込みください。

大腸がん検診（検診車と町内及び町外契約医療機関）

町に住所を有する 40 歳以上の方が対象で、問診と検便（便潜血検査 2 日法）による検診が、無料で受けられます。

●手続き

検 診 車：事前に保健福祉センターへ、お電話でお申込みください。日程については広報等でお知らせします。

医療機関：直接、医療機関へお申込みのうえ、受診してください。

乳がん検診（検診車と医療機関で実施）

町に住所を有する 40 歳以上の方で前年度受診していない方が対象で、問診、視診とマンモグラフィ検査が無料で受けられます。

●手続き

検 診 車：事前に保健福祉センターへ、お電話でお申込みください。日程については広報等でお知らせします。

医療機関：直接、町が契約した医療機関にお申込みのうえ、受診してください。

実施医療機関 ★日の出ヶ丘病院 電話 042-588-8666

子宮がん検診（頸がん・体がん）

町に住所を有する 20 歳以上の女性の方で前年度受診していない方が対象で、町が契約した医療機関にて問診・視診・細胞診検査が無料で受けられます。

●手続き

直接、町が契約した医療機関へお申込みのうえ、受診してください。

実施医療機関	★日の出ヶ丘病院	電話 042 - 588 - 8666
	★わかくさ医院	電話 042 - 579 - 0311
	★下奥多摩医院	電話 0428 - 22 - 2580

前立腺がん検診

前立腺がんがご心配な方は、問診と採血による P S A（前立腺特異抗原）検査が自費（有料）で受けられます。

●手続き

直接、町内医療機関にお申込みのうえ、受診してください。

肝炎ウイルス検診

町に住所を有する 40 歳以上で肝炎ウイルス検査を過去に受けたことがない方が対象で、問診と採血による B 型・C 型肝炎ウイルス検査が無料で受けられます。

●手続き

直接、町内医療機関にお申込みのうえ、受診してください。

結核検診

町に住所を有する 40 歳以上の方が対象です。

●手続き

直接、町内医療機関にお申込みのうえ、受診してください。

骨密度測定検査

町に住所を有する 40 歳以上の女性の方が対象です。

●手続き

直接、実施医療機関にお申込みのうえ、受診してください。

実施医療機関 ★奥多摩病院 電話 83-2145 ★古里診療所 電話 85-8757

◆検診に関する問い合わせ◆ 保健福祉センター 健康係 電話 83-2777

歯科健診（歯周疾患検診）

町に住所を有する 20 歳以上の方が対象です。

●手続き

直接、古里歯科診療所にお申込みのうえ、受診してください。

実施医療機関 ★古里歯科診療所 電話 85-2366

高齢者インフルエンザ予防接種

接種日現在で 65 歳以上の方と、60 歳以上 65 歳未満で心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳 1 級相当）が対象です。日程については広報等でお知らせします。

●内 容

インフルエンザ予防接種を一部公費負担で受けられます。（年 1 回）

●費 用

2,500 円（予定額）（生活保護受給者の方は、全額免除になります。）

●手続きに必要なもの

健康保険証（生活保護受給者の方は、生活保護受給証明書）

●手続き

西多摩地区の実施医療機関へお申込みのうえ、接種を受けてください。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 健康係 電話 83-2777

※新型コロナウイルスワクチン接種は、令和 6 年度から高齢者インフルエンザ予防接種と同様に任意接種となり、秋以降に接種を開始する見込みです。詳細が決まりましたら「広報おくたま」などでお知らせします。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

65 歳以上の方と、60 歳以上 65 歳未満で心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳 1 級相当）、過去 5 年以内に肺炎球菌ワクチンの予防接種を一度も接種していない方が対象です。

●内 容

肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部（3,000 円）を助成します。

●費 用

接種費用は医療機関によって異なります。

●手続き

町内医療機関へお申込みのうえ、接種を受けてください。

また、接種には予診票が必要となります。今年度、通知と一緒に予診票が送付されていない方は、保健福祉センターにて接種可能かを確認のうえ、予診票をお渡しします。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 健康係 電話 83 - 2777

带状疱疹ワクチン予防接種

接種日時点で、町に住民登録がある満 50 歳以上の方が対象です。

●内 容

次のどちらかの带状疱疹ワクチン予防接種費用の一部を助成します。

なお、医療機関は町内・町外どちらでも構いません。

- ・乾燥弱毒生水痘ワクチン 上限 5,000 円／1 回
- ・带状疱疹ワクチン（シングリックス） 上限 1 回当たり 10,000 円／2 回

●助成方法

接種費用全額をいったん支払った後、予防接種を受けた日から 1 年以内に、町ホームページまたは保健福祉センター、住民課、子ども家庭支援センター（古里出張所）に置いてある申請書に、医療機関等が発行する領収書の原本等を添付のうえ、町に申請してください。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 健康係 電話 83 - 2777

外出支援サービス（通院送迎サービス）

身体上の理由や居住地近辺に公共交通機関がない等の理由により、医療機関への定期的通院が困難な在宅高齢者の方を、町社会福祉協議会が運行する自動車で、町内の医療機関や歯科へ通院のために送迎します。

●手続き

事前に利用者登録をしていただく必要があります。

保健福祉センターか町社会福祉協議会（福社会館）にて通院医療機関、利用開始日などを申告のうえ、申し込みをしてください。

曜日	送迎医療機関	
	午前	午後
月曜日	奥多摩病院	古里歯科診療所
火曜日	双葉会診療所	
水曜日	奥多摩病院	古里歯科診療所
木曜日	奥多摩病院	
金曜日	奥多摩病院	峰谷診療所（月1回）

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 地域支援係 電話 83 - 2777
奥多摩町社会福祉協議会 電話 83 - 3855

老人性白内障特殊眼鏡・コンタクトレンズ費用助成

65 歳以上の高齢者で、老人性白内障のため水晶体摘出手術を行ったが、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けられない方に対し、特殊眼鏡またはコンタクトレンズを購入する費用の一部を助成します。

●内 容

特殊眼鏡 1 式につき 40,000 円以内

コンタクトレンズ 1 個につき 25,000 円以内

●条 件

本人の前年の所得が一定額以上ある場合は助成を受けられません。

医療保険に加入していない方は助成を受けられません。

●手続きに必要なもの

①領収書 ②医師の証明書

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 地域支援係 電話 83 - 2777

介護保険サービス等利用者負担助成事業

高齢者の在宅での生活を支援するため、平成 18 年度から、介護保険サービス等の利用者負担の一部を、町独自で助成しています。

●対象者

町内に在住し、つぎの対象者①、対象者②に当てはまる方

対象者 ①

生活保護受給者、または、区市町村民税非課税世帯に属する方で老齢福祉年金を受給されている方

対象者 ②

区市町村民税非課税世帯に属する方で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方、または介護保険料の所得段階が第 1 段階の方で、対象者①に当てはまらない方

●利用者負担助成の対象となるサービスと助成額

1. 介護保険 居宅介護（介護予防）サービス

- 訪問介護
- 通所介護（デイサービス）
- 訪問看護
- 訪問入浴
- 訪問リハビリ
- 通所リハビリ
- 福祉用具貸与（レンタル）
- 福祉用具購入
- 住宅改修

これらのサービスを利用すると、通常、その費用の 1 割が自己負担となりますが、対象者①に該当する方には自己負担額の 1/2 を、対象者②に該当する方には自己負担額の 1/4 を助成します。

また、●通所介護（デイサービス）、●通所リハビリ（昼食提供あり）を利用した場合は、昼食代も助成します。昼食代は通所 1 回につき 500 円かかったものとし、対象者①に該当する方にはその 1/2 を、対象者②に該当する方にはその 1/4 を助成します。

2. 介護保険 地域支援事業（介護予防サービス）・・・21～22 ページ参照

- 配食サービス（要介護認定を受けた方も含む）
- 介護予防デイサービス
- 筋力向上トレーニング
- 運動機能向上トレーニング
- 食事療養サービス

これらのサービスを利用すると、各サービスごとに決められた負担額をお支払いいただきますが、対象者①に該当する方にはその負担額の 1/2 を、対象者②に該当する方にはその 1/4 を助成します。

また、●介護予防デイサービスを利用した場合は、昼食代も助成の対象です。

3. 認知症高齢者グループホーム

奥多摩町に所在する認知症グループホームを利用された場合にかかる食費および居住費（部屋代）の一部を助成します。

	食 費	居 住 費
対象者①	1日につき 1,080 円助成 ※基準費用額 1,380 円から負担 限度額 300 円を引いた額	1日につき 1,150 円助成 ※基準費用額 1,970 円から負担 限度額 820 円を引いた額
対象者②	1日につき 990 円助成 ※基準費用額 1,380 円から負担 限度額 390 円を引いた額	1日につき 1,150 円助成 ※基準費用額 1,970 円から負担 限度額 820 円を引いた額

※ただし、実際にかかった食費および居住費の日額が基準費用額よりも安い場合は、実際にかかった費用から負担限度額を引いた額を助成します。

4. 軽費老人ホーム（ケアハウス）

奥多摩町に所在する軽費老人ホーム（ケアハウス）を利用された場合にかかる生活費および管理費の一部を助成します。

対象者①、対象者②の方ともに、実際にかかった費用（生活費・管理費）の1/2を助成します。

5. 人工透析時の院内介助

人工透析を必要とする方が病院やクリニックで透析を受ける際、院内での介助をその病院やクリニックとは別の介護事業者に依頼した場合にかかる費用の一部を助成します。

この場合のみ、町内に在住する 65 歳以上の区市町村民税非課税世帯に属するすべての方が対象となります。

助成額は 1 回につき、訪問介護（30 分未満）1 回の利用者負担に相当する額と実際にかかった額のうち安い方の額の 1/2 です。

また、回数は 1 日あたり 2 回、1 か月あたり 24 回を上限とします。

●申請手続き

事前に申請が必要になります。

助成の対象と認定された場合は、申請書を提出された月の利用者負担分から助成を受けられ、対象者が条件に該当しなくなったときは助成を終了します。

※申請には振込先口座情報が必要になります。

●助成金の支払い方法

原則として、3 か月分の助成金をまとめて、その最後の月から 4 か月後に指定さ

れた口座へお支払します。

(例：4～6月のサービス利用分の助成金を10月に支払います。)

その際、支払い日のおよそ1週間前に、「助成金支払い通知書」を町から送りますので、ご確認ください。

※ただし、ケアハウス利用にかかる助成金は、サービス利用の翌月または翌々月に、1か月ごとの助成金を支払います。

※また、配食サービス、介護予防デイサービス（「森の時計」）、筋力向上トレーニング、運動機能向上トレーニング、介護予防訪問サービス、認知症高齢者グループホーム利用分の助成金については、上記のような“後払い方式”ではなく、サービス事業者への負担金の支払いの際にあらかじめ助成金を引いた額をお支払いいただきます。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 地域支援係 電話 83－2777

介護保険 地域支援事業（介護予防事業）

奥多摩町では、高齢者の皆さまに、住み慣れた地域で介護を必要とせずに自立した生活が続けていただけるよう、介護保険地域支援事業（介護予防事業）として次のサービスを実施しています。

事業の対象者は、65歳以上で、要介護認定を受けていない方（要支援認定を受けた方、または要介護認定で「自立（非該当）」と認定された方）で、町が「基本チェックリスト」により生活機能の状況を確認し、介護予防の必要度を判定します。

すぐに事業をご利用したい方は、町の地域包括支援センターまでご相談ください。

●対象事業（ ）内は利用料です。

●配食サービス

低栄養の改善が必要と判断された方等のご自宅へ、奥多摩町高齢者在宅サービスセンターから週3回（月・水・金曜日）夕食を配達します。（1食500円）

※要介護認定者も利用可能です。

●介護予防デイサービス

運動器の機能向上、低栄養改善および口腔機能の改善のため、白丸デイサービスセンター「森の時計」にて、ご自宅からの送迎、昼食つきで、ストレッチ体操、筋力アップ体操、口腔体操等の、総合的な介護予防サービスを、1回概ね4時間、週1～3回、実施します。（1回400円※昼食代は別）

●筋力向上トレーニング

運動器の機能向上が必要と判断された方に、奥多摩町福社会館内の機能訓練室において、2時間程度のマシントレーニングを、週1～2回、3か月を利用期間として実施します。(月額1,000円、希望者のみ送迎有 月額1,500円)

●運動機能向上トレーニング

運動器の機能向上、低栄養改善および口腔機能の改善のため、通所型または訪問型のサービスとして、接骨院の先生による1回30分程度の簡単なトレーニングを、週1回、3か月を利用期間として実施します。(1回あたり通所型270円、訪問型300円)

●食事療養サービス

低栄養および生活習慣病の改善が必要と医師が判断した65歳以上の高齢者の方に、管理栄養士が利用者の状態に合わせて個別に栄養価を計算した食事(治療食)を、奥多摩病院にて毎日1食～3食、6か月を利用期間として提供します。(1食460円)

●介護予防普及啓発事業

自主的な介護予防の実施のため、必要に応じて地域の生活館等での自主活動や介護予防対象者の自宅に担当スタッフが訪問し、筋力アップ体操、口腔体操、栄養指導等を実施します。(無料)

※これらの介護予防事業の利用料は、町の介護保険サービス等利用者負担助成事業(19～21ページ)の対象となります。助成事業の対象者となる利用者の方からは、上記の利用料から助成額を差し引いた額をお支払いいただきます。

また今後、利用状況によってメニューが変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆問い合わせ◆ 地域包括支援センター 電話 83 - 8555
保健福祉センター 地域支援係 電話 83 - 2777

社会福祉協議会の高齢者福祉サービス

1. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、ご利用者との契約に基づき、専門員・生活支援員が、福祉サービスを安心して利用するための支援、毎日の生活に欠かせないお金の出し入れの支援、日常生活に必要な事務手続きの支援、大切な通帳や証書などを保管する支援を行います。

2. 介護機器等貸出事業

町内に在住し、一時的に介護機器（車いす・介護用ベッド・ポータブルトイレ）を必要とする方に対して、6か月を限度として無料で貸し出し、本人や介護者の負担軽減を図ります。

3. 福祉車両貸出事業

町内に在住し、車イスを利用している方、一般乗用車に乗車困難な方に対して、福祉車両（車イス仕様車）を1日を限度として無料で貸し出しを行います。

4. 生活福祉資金の貸付

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行います。

5. 生活福祉資金（総合支援資金）の貸付

失業者等、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行います。

6. 生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯に対して、生活の安定を図ることを目的に小口資金の貸付を行います。

7. 有償家事援助サービス

いつまでも住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、サービス提供会員が日常生活に必要な家事援助を行います。

8. 地域ささえあいボランティアセンター事業

買い物に行きたいけど車やバスがない、少しの間家の留守番をお願いしたい等、地域で困っている方を地域の方々が援助するサービスです。「援助を受けたい方」「援助できる方」はそれぞれ会員登録が必要となります。

詳しい内容、対象者等については下記までお問い合わせください。

◆問い合わせ◆ 奥多摩町社会福祉協議会 電話 83-3855 FAX 83-2567

生活保護

生活保護とは、暮らしに困っている人に対して、生活費などを援助し、自立して生活ができるように援助する制度です。福祉保健課ではこうした人から相談、申請を受けつけています。申請後は東京都西多摩福祉事務所に、その世帯の最低生活費を生活保護基準に基づき算定し、世帯の収入・資産状況等を調査したうえで、生活保護基準と比較してその不足する額について生活保護費を支給します。

●生活保護の基本的要件

生活保護は、次のような努力をしてもなお暮らしに困る場合が対象となり、調査のうえ適用の可否が判定されます。

- ①働くことができる人はその能力に応じて就労してください。
- ②預貯金や土地・家屋、生命保険の解約金等活用を優先してください。ただし、一定の条件で、土地・家屋、自動車の所有が認められる場合があります。
- ③扶養が受けられるのであれば生活保護に優先して受けていただきます。親・兄弟姉妹・子供などの扶養義務者に相談してください。
- ④年金、手当てなどの他の法律（制度）で活用できるものは、全て受けてください。

●生活保護者の受けられる制度

生活保護は8つの扶助に分かれており、この中で保護の対象となる世帯が必要とするものが支給されます。

- ①生活扶助 ②教育扶助 ③住宅扶助 ④医療扶助 ⑤介護扶助 ⑥出産扶助
⑦生業扶助 ⑧葬祭扶助

●減免・免除されるもの

	減免・免除の内容	問い合わせ窓口
1. NHK の 受 信 料	放送受信料全額	東京都西多摩福祉事務所 電話 22 - 1165
2. 上下水道使用料	※内容についてはお問い合わせください	東京都水道局多摩お客さまセンター 電話 042 - 548 - 5110
3. 都営交通の無料	無料乗車券 (一世帯に一人のみ)	町保健福祉センター障害福祉担当 電話 83 - 2777
4. 一般廃棄物手数料	ごみ袋を現物支給	町環境整備課環境担当 電話 83 - 2367

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 福祉係 電話 83 - 2777
西多摩福祉事務所 電話 22 - 1179

奥多摩町地域包括支援センター

高齢者の健康や生活、介護などを総合的に支援するための総合相談窓口です。

保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター、高齢者見守り相談員が介護保険サービスの利用、介護予防、権利擁護、消費者被害、その他広く高齢者の生活上の悩み事や心配事についての支援をいたします。

◆受付の窓口◆ 地域包括支援センター（保健福祉センター内）

電話 83 - 8555 FAX 83 - 2833

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、身近な相談相手として暮らしに関するさまざまな相談（高齢者・児童・障がいのある方等）に応じています。

相談についての秘密を守ることが法律により義務付けられていますので、安心してご相談ください。また、訪問による相談もできます。

主任児童委員は、児童福祉に関することを専門として町全域を担当し、子どもたちが健やかに生活できるよう児童相談所や学校と連携して活動しています。

地域の民生委員・児童委員については、福祉保健課までお問い合わせください。



高齢者福祉関係施設一覧

町 関 係

		電 話	F A X
奥 多 摩 町 役 場	〒198-0212 奥多摩町氷川215-6	0428-83-2111	0428-83-2344
奥多摩町保健福祉センター	〒198-0212 奥多摩町氷川1111	0428-83-2777	0428-83-2833
子ども家庭支援センター (古里出張所)	〒198-0105 奥多摩町小丹波108	0428-85-2611	0428-85-1300
奥多摩町地域包括支援 セ タ ー	〒198-0212 奥多摩町氷川1111 保健福祉センター内	0428-83-8555	0428-83-2833
社 会 福 祉 法 人 奥多摩町社会福祉協議会	〒198-0212 奥多摩町氷川199 奥多摩町福祉会館内	0428-83-3855	0428-83-2567
(公益) 社団法人奥多摩町 シルバー人材センター	〒198-0212 奥多摩町氷川954-11	0428-83-2815	0428-83-3108

東京都関係等

		電 話	F A X
西 多 摩 福 祉 事 務 所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-22-1165	0428-23-4068
西 多 摩 保 健 所	〒198-0042 青梅市東青梅1-167-15	0428-22-6141	0428-23-3987
東京都女性相談センター 多 摩 支 所	〒190-0023 立川市柴崎町4-11-16	042-522-4232	042-524-1097
西多摩くらしの相談センター	〒198-0036 青梅市河辺6-4-1 青梅合同庁舎1階	0428-25-3501	0428-25-3502
青 梅 年 金 事 務 所	〒198-8525 青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階	0428-30-3410	0428-31-2359
東京しごとセンター多摩	〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-9-2 立川市合同施設3階	042-526-4510	042-529-9001
社 会 福 祉 法 人 東京都社会福祉協議会	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ	03-3268-7171	03-3268-7433
青 梅 税 務 署	〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4	0428-22-3185	
青 梅 都 税 支 所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-22-1152	0428-22-6224

居宅介護支援事業所

		電 話	F A X
ケアサポート奥多摩	〒198-0212 奥多摩町氷川1111	0428-83-2768	0428-83-2774
白丸ケアセンター	〒198-0107 奥多摩町白丸263	0428-83-3737	0428-83-3713

特別養護老人ホーム

		電 話	F A X
介護老人福祉施設 寿 楽 荘	〒198-0213 奥多摩町海澤497	0428-83-2338	0428-83-3705
介護老人福祉施設 琴 清 苑	〒198-0212 奥多摩町氷川1139	0428-83-3932	0428-83-3706
介護老人福祉施設 グリーンウッド奥多摩	〒198-0107 奥多摩町白丸263	0428-83-3733	0428-83-3708
介護老人福祉施設 シルバーコート丹三郎	〒198-0104 奥多摩町丹三郎 56-1	0428-85-1171	0428-85-1174

その他町内福祉施設

		電 話	F A X
高齢者グループホーム ハッピーメイク白寿	〒198-0104 奥多摩町丹三郎55	0428-85-1351	0428-85-1352
ケアハウス 幸房の家	〒198-0213 奥多摩町海澤570	0428-82-0585	0428-82-0581
知的障がい者支援施設 東京多摩学園	〒198-0213 奥多摩町海澤431	0428-83-3402	0428-83-2579
ステップホーム かつのり	〒198-0213 奥多摩町海澤438		
ふるさとホーム	〒198-0213 奥多摩町海澤 461-1		



■発行日 令和6年3月
■編集・発行 奥多摩町福祉保健課
■印刷



環境にやさしい大豆インキで印刷
再生紙を使用しています